

「しょうゆの表示に関する公正競争規約(案)」に関する意見書

平成 19 年 1 月 17 日

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1
中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部
消費者取引課 公聴会ご担当者 御中

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-3-9
日本橋三英ビル 3 階
日本食品添加物協会
会長 鈴木 武
電話 03-3667-8311

意見陳述希望者 専務理事 ^{たかの}高野 ^{やすし}靖

当協会は、日本国内で食品添加物を製造、輸入、販売、使用する企業及び団体によって組織されています。会員各社に対しては行政情報を伝えるとともに、食品添加物の製造、販売、使用についての正しい知識の普及をはかり、また一般消費者に対しては、安全性と有用性についての理解を求める活動を行うことで、食品関連業界の健全な発展と一般消費者の食生活、公衆衛生の向上に寄与することを目的にしています。

このたびの「しょうゆの表示に関する公正競争規約(案)」に関し、下記の意見を提出しますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「第 5 条（特定用語の使用基準）第 15 号「無添加」又はこれに類似する用語」について

(1)意見

しょうゆの表示に関する公正競争規約(案)の「(特定用語の使用基準) 第 5 条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。(15)「無添加」又はこれに類似する用語」は、第 6 条「不当表示の禁止事項」に移して戴き、かつ用語の使用を全面的に禁止して戴きたい。

(2)理由

- ① 特定用語の使用基準には、「長期熟成」、「手造り」、「特級」、「超特選」、「純正」、「品評会受賞」等がありますが、これらの用語と「無添加」又はこれに類似する用語が同様の扱いをされていることは、食品添加物や特定の食品原材料を使用しないものがあたかも優良であるかの如き誤認を与える恐れがあります。

また、「特定の食品添加物無添加」の表示については不明確であり、特段の禁止規定が無いと解される恐れもあるものと考えられます。

そもそも食品の表示は、「食品添加物や特定の食品原材料無添加」の表示のように敢えて使用していないものを表示するのではなく、使用した食品添加物や食品原材料を正しく表示することこそが、本来の表示のあり方であると考えます。

食品添加物は、厚生労働大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして認めたものであり、法律に基づき適正に使用する限り、安全性に問題がないことはもちろんのこと、ほとんどの加工食品には無くてはならない有用なものです。

一般消費者が食品添加物に対して不安を抱いているのは残念ながら否めない事実です。しかし、公正取引委員会としては、しょうゆメーカーの食品添加物忌避心理をそのまま受け入れるのではなく、食品添加物は科学的な根拠に基づき安全性に問題はなく、適正使用を推進していることを説明することが本筋であると考えます。

- ② また、JAS 法の「しょうゆ品質表示基準」においても、「無添加」表示を認める規定は無く、根拠に乏しいものと考えます。

- ③ さらに公正競争規約施行規則(案)で、「食品衛生法に定める添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、キャリーオーバー及び加工助剤に該当する場合を含む。）を一切使用していないことを確認できる場合でなければ、表示することはできない。」とあり、すなわち「食品添加物無添加」しょうゆとは、購入した原材料、その元原材料等も含め全ての原材料について、その製造工程で食品添加物が一切使用されていないとすべきであり、脱脂大豆や種麹菌の製造工程で使用される加工助剤はもちろん、アミノ酸液、酵素分解調味料液、砂糖、異性化糖等の製造工程で使用される加工助剤の使用も全て規制の対象にする必要があると考えます。

しかしながら、これら全てについて監視指導を厳格に実施するのは極めて困難であるものと考えます。

従って「無添加」又はこれに類似する用語は、第6条（不当表示の禁止）に入れるべき事項であると考え、かつ「無添加」又はこれに類似する用語の使用を全面的に禁止して戴きたいと考えます。

2. (特定用語の使用基準) 第 5 条第 3 号「天然醸造」について

(1)意見

しょうゆの表示に関する公正競争規約(案)の「(特定用語の使用基準) 第 5 条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。(3)「天然醸造」は、「(特定用語の使用基準) 第 5 条第 12 号「天然」、「自然」の項に統合して載きたい。

(2)理由

同公正競争規約競争規約(案)の「(特定用語の使用基準) 第 5 条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。(12)「天然」、「自然」に「天然」、「自然」の用語を使用できる要件が規定されていますので、「天然醸造」の用語について規定することは重複すると考えられますので、「(特定用語の使用基準) 第 5 条第 12 号「天然」、「自然」項に統合し、検討して載きたい。

3. (特定用語の使用基準) 第 5 条第 12 号「天然」、「自然」について

(1)意見

「(特定用語の使用基準) 第 5 条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。(12)「天然」、「自然」は、第 6 条 (不当表示の禁止) 事項にして戴き、かつ用語の使用を全面的に禁止して載きたい。

(2)理由

公正競争規約施行規則(案)で、「規約第 5 条第 12 号に掲げる「天然」、「自然」の用語は、…(省略)…、かつ、食品衛生法施行規則別表 1 に掲げる添加物を使用していないものについて「天然醸造」と表示する場合を除き、表示することはできない。」とされておりますが、平成 7 年に改正された食品衛生法における食品添加物の指定制度では、(例外規定である既存添加物を除き) 化学的合成品以外のものであっても、指定添加物として認められたもの以外は使用できないことになっており、天然とか合成とかの区別はしないこととされています。

また、マルチトール等の糖アルコール類は明らかに化学的合成反応で製造されたものであり、化学的合成食品を規制しないことは矛盾があるものと考えます。

なお、食品添加物を不当に分類することで、「天然」、「自然」の用語の使用を認めることは、食品添加物について誤解を与える恐れがあると考えられます。

従って、JAS 法の「しょうゆ品質表示基準」の規定にかかわらず、「天然」、「自然」の用語は、第 6 条 (不当表示の禁止) に入れるべき事項であると考え、かつ「天然」、「自然」の用語の使用を全面的に禁止して載きたいと考えます。

以上